

令和5年3月

各位

## 非居住者の方を相手方とする国内振込について

横浜信用金庫

「非居住者の方を相手方とする国内振込」については、外国為替及び外国貿易法（以下、外為法）の適用を受けます。

金融機関には、外為法ならびに関係法令において、お客さまのお取引がこれらの法令に基づく規制対象取引に該当しないことを確認する義務が課せられております。

このため当金庫では、この確認義務の履行を目的として、非居住者の方を相手方とする国内振込につきまして、「外国送金」としてお取り扱いさせていただいております。

### 主な取引例

日本国内における、居住者から非居住者への振込

- 振込依頼書に「非居住者円」等の記載があるもの
- 「日本に所在する外国大使館・領事館（およびその職員）」、「所在地が外国である法人」など、非居住者の方を受取人とする振込

日本国内における、非居住者から居住者への振込

- 短期旅行者など、日本に入国後6か月未満の方による振込

上記の取引に該当、もしくは「非居住者の方へ送金する国内振込」につきましては外国送金扱いとさせていただきますので、お取引店舗にご相談ください。

お客さまにはお手数をおかけしますが、法令に基づく確認義務の適正な履行に、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上



横浜信用金庫